

住宅用火災警報器設置義務化10年！

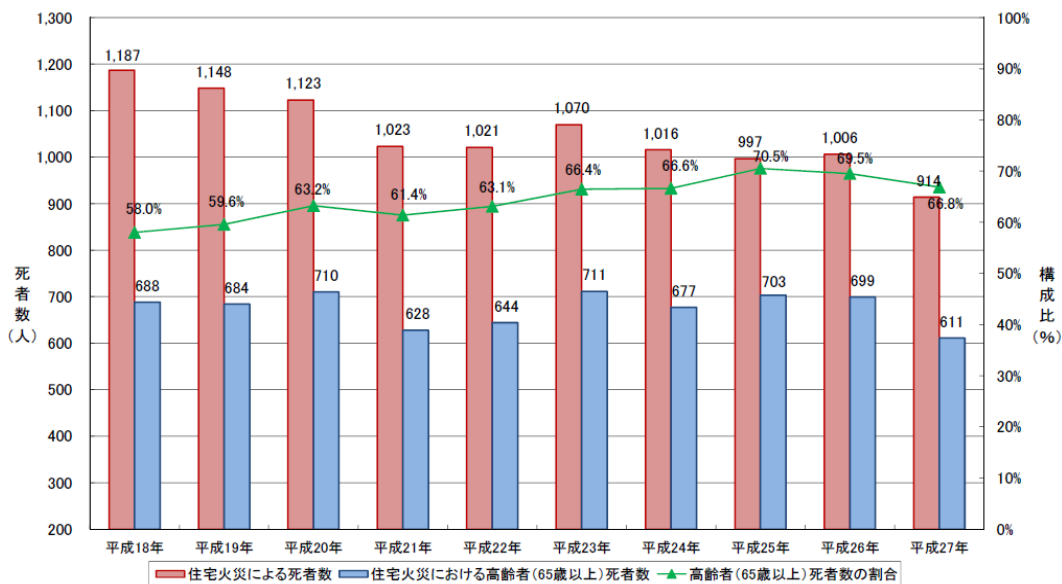
統計から見る効果と現状

住宅用火災警報器の普及とともに 住宅火災の死者は減少

設置義務化10年
を迎えます！



住宅火災における死者数の推移(放火自殺者等を除く。)



住宅用火災警報器の設置率は、平成27年6月時点で全国で81%となっています。こうした中、平成27年中の住宅火災による死者数は914人と前年より92人減少し、1,220人を記録した平成17年と比較すると306人の減少となっています。このうち65歳以上の高齢者は611人で、前年より88人減少したものの、住宅火災による死者数の約70%を占めています。

条例で設置義務化されています！

住宅用火災警報器の設置義務化は新築住宅が平成18年から、既存住宅は平成20年から義務化され、全ての住宅に設置することとなりました。設置場所は、住宅の寝室、台所、寝室が2階にある場合は、階段にも必要です。

住宅用火災警報器は、煙又は熱を感知して警報音を発するもので、火災の早期発見、避難に効果があります。

電池が無くなる前に交換を！

電池式の住宅用火災警報器の電池やセンサーの寿命が概ね10年とされています。

新しい警報器を購入するには！

住宅用火災警報器は、消防用設備取扱店やホームセンター、電気店などで購入できます。

古い警報器を廃棄するには！

石巻市 本体→燃やせないゴミ 電池→有害ごみ
東松島市 本体→不燃ゴミ 電池→有害ごみ
女川町 本体・電池→不燃物(空き缶)

悪質な訪問販売等にご注意

消防署や市町村が、直接住宅用火災警報器を訪問販売することはありません。また、特定の業者を斡旋したり、販売を依頼することはありません。

「10年たったら、とりカエル。」パンフレット
一般社団法人 日本火災報知機工業会

http://www.kaho.or.jp/content/files/user/awm11/awm11_pdf3.pdf

警報器の

点検も忘れずに！

定期的にはボタンを押す又はひもを引いて、音を確認しましょう。



問合せ：石巻地区広域行政事務組合消防本部予防課
電話 95-7167